

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所は、下記の判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件（※1）に該当した場合は、判定期間に呼応する減算適用期間中のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算します。

【※1 減算の要件とは】

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前月6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等（※2）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を越えていること。（厚生労働大臣が定める基準（H27.3.23 厚生労働省告示第95号））

【※2 訪問介護サービス等とは】

指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定地域密着型通所介護

*厚生労働省 Q&A では、「判定に当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という）のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない」とされていることから、計画数の計算に当たっては、どの方法を用いるか選択してください。

2 判定期間、市への報告期限、減算適応期間等

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「4 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から 8月末日まで	9月15日	判定期間後の10月1日から3月31日まで減算
後期	9月1日から 2月末日まで	3月15日	判定期間後の4月1日から9月30日まで減算

※80%を越えているにもかかわらず、期日までに市に報告がなされない場合は理由の有無に関わらず減算が適用されることとなりますのでご注意ください。

3 判定様式

- (1)様式1「居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書（提出用兼保存用）」
- (2)様式2「理由書（「正当な理由」（5）又は（6）の場合）」

4 判定方法

- (1)様式1にて、判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- (2)(1)のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- (3)訪問介護サービス等それぞれを位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- (4)(3)の結果、訪問介護サービス等それぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。
- (5)(4)で特定した法人について、その紹介率を算出 $\{(3) \div (2) \times 100\}$ した結果、訪問介護サービス等いずれか1つでも、紹介率が80%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

5 正当な理由の範囲（小樽市における取扱い）

「4判定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」がある場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

当市では、次に掲げる場合のみを正当な理由と判断します。

(1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

・みなし指定の事業所については、介護サービス情報公表システムの情報を基本として、その他地域包括支援センターで把握している情報等を活用し、実態を踏まえてカウントすること。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者、通所介護事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

(3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

(4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

具体的には次の2つの場合があります。

① サービスの質が高いと客観的に判断できる事業所である場合

② 利用者にとって必要なサービスが提供される事業所である場合

①及び②を適用するためには、居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報（実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等）を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実施地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、①か②について評価することで特定の事業所を選択するに至った場合は、正当な理由として認められます。

以上の場合、様式2において、どのような理由により特定の事業所に集中したかを詳細に記載してください。

※事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、正当な理由に該当しません。

<参考>

○「サービスの質が高い」ものと考えられる例

・訪問介護の「特定事業所加算」や通所介護等の「サービス提供体制加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届け出ている（加算を届け出していないが、同等の体制にあるものとして拳証資料を提出した場合を含む。）。

・福祉用具貸与において、他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず低廉な価格で提供している。など

○利用者にとって必要なサービスが提供される場合の例

・通院等乗降介助がある、喀痰吸引が可能であるなど、何故必要であるかを説明できること。

(6) その他正当な理由と市長が認める場合

当該事項を適用する際は、個別にその適用について判断する。

(例) 他の居宅介護支援事業所の廃止等により、引継先として利用者を引き受けたために80%を超えた場合

(様式1)

居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書(提出用 兼 保存用)

年 月 日

小樽市長 様

法人所在地

届出者 法人名称

代表者・職氏名

事業所名称		事業所番号																
事業所所在地		電話番号																
事業所管理者氏名		FAX番号																
本届出担当者氏名		E-mail																

判定期間	年度 (前期 ・ 後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計		
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
居宅サービス計画の総数(要介護1～5)											
訪問介護	「訪問介護」を位置づけた居宅サービス計画数									①	
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数									②	
	紹介率最高法人	法人名									
		法人所在地									
		代表者名									
		事業所名	(1)							(2)	
	紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)									%
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)									
	福祉用具貸与	「福祉用具貸与」を位置づけた居宅サービス計画数									⑤
紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数									⑥		
紹介率最高法人		法人名									
		法人所在地									
		代表者名									
		事業所名	(1)							(2)	
紹介率		②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)									%
正当な理由		紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)									

2枚目に続く

事業所名称		事業所番号													
-------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・通所介護と地域密着型通所介護の判定方法について(選択するものに○をつけてください。)

ア 通所介護と地域密着型通所介護のそれぞれで、計画数の割合を計算する。	
イ 通所介護と地域密着型通所介護を合わせて「通所介護等」として、計画数の割合を計算する。	

判定期間	年度 (前期 ・ 後期)		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計		
			後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
通所介護	「通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数									①		
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数									②		
	紹介率最高法人	法人名										
		法人所在地										
		代表者名										
		事業所名	(1)								(2)	
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)									%
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)										
	(定員十八名未満の通所介護) 地域密着型通所介護	「地域密着型通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数									①	
		紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数									②	
紹介率最高法人		法人名										
		法人所在地										
		代表者名										
		事業所名	(1)								(2)	
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)									%
正当な理由		紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)										
通所介護等(通所介護と地域密着型通所介護の合算)		「地域密着型通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数									①	
		紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数									②	
	紹介率最高法人	法人名										
		法人所在地										
		代表者名										
		事業所名	(1)								(2)	
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)									%
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)										

注1 この書類は、すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに作成し、判定期間後の算定期間が完結してから2年間保存してください。

注2 この書類は、事業所実地指導の際に確認することがあります。

注3 欄内に書き切れない場合は、別の紙を利用して書き足してください。

注4 介護予防給付者は件数に含めないでください

注5 利用者一人につき、計画の数は毎月1となります。(一人の利用者が複数法人や複数事業所からサービスを受ける場合でも、計画の数は1です)

注6 法人ごとに計算します。一人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用している場合でも、その法人を位置づけた計画の数は1となります。

(様式1)

居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書(提出用 兼 保存用)

年 月 日

小樽市長 様

記載例

法人所在地 小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇

届出者 法人名称 株式会社 〇〇〇〇おたる

代表者・職氏名 代表取締役 小樽 太郎

事業所名称	ほっかいどうケアプランセンター	事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業所所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇	電話番号	(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇
事業所管理者氏名	小樽 花子	FAX番号	(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇
本届出担当者氏名	小樽 一郎	E-mail	#####.###

判定期間を〇で囲ん

判定期間	2022 年度 (前期 〇 後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
居宅サービス計画の総数(要介護1~5)			80	90	80	90	80	90		
訪問介護	「訪問介護」を位置づけた居宅サービス計画数			45	40	45	40	45	40	① 255
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			45	40	40	30	35	30	② 220
	紹介率最高法人	法人名	株式会社 〇〇〇〇おたる							
		法人所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇							
		代表者名	小樽 太郎							
		事業所名	(1) おたるヘルパーステーション1				(2) おたるヘルパーステーション2			
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)					86.3 %		
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)								
		正当な理由(5)に該当様式2のとおり								
	福祉用具貸与	「福祉用具貸与」を位置づけた居宅サービス計画数			10	12	12	13	12	10
紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			10	12	12	13	12	10	⑥ 69	
紹介率最高法人		法人名	株式会社 OTARU							
		法人所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇							
		代表者名	小樽 太郎							
		事業所名	(1) OTARU福祉用具貸与事業所				(2)			
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)					100.00 %		
正当な理由		紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)								

2枚目に続く

事業所名称	ほっかいどうケアプランセンター	事業所番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
-------	-----------------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

・通所介護と地域密着型通所介護の判定方法について(選択するものに○をつけてください。)

ア 通所介護と地域密着型通所介護のそれぞれで、計画数の割合を計算する。	
イ 通所介護と地域密着型通所介護を合わせて「通所介護等」として、計画数の割合を計算する。	○

判定期間	2022 年度 (前期 <input type="radio"/> 後期 <input checked="" type="radio"/>)		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
			後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
通所介護	「通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数			40	39	38	39	40	38	① 234	
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			23	22	20	21	23	21	② 130	
	紹介率最高法人	法人名	株式会社 OTARU								
		法人所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇								
		代表者名	小樽 太郎								
		事業所名	(1) OTARUデイサービスセンター				(2)				
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						55.56 %		
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)									
	(定員十八名未満の通所介護)	「地域密着型通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数			10	12	14	15	13	13	① 77
紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			8	9	11	12	12	12	② 64		
紹介率最高法人		法人名	社会福祉法人 〇〇〇〇								
		法人所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇								
		代表者名	〇〇〇〇								
		事業所名	(1) デイサービス〇〇〇〇				(2)				
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						83.12 %		
正当な理由		紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)									
通所介護等 (通所介護と地域密着型通所介護の合計)		「地域密着型通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数			50	51	52	54	53	51	① 311
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			31	31	31	33	35	33	② 194	
	紹介率最高法人	法人名	社会福祉法人 〇〇〇〇								
		法人所在地	小樽市〇〇丁目〇〇-〇〇								
		代表者名	〇〇〇〇								
		事業所名	(1) デイサービス〇〇〇〇				(2)				
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						62.38 %		
	正当な理由	紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載してください。(「正当な理由」の(5)又は(6)の場合は、当該欄には「様式2のとおり」と記載し、様式2を提出してください。)									

注1 この書類は、すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに作成し、判定期間後の算定期間が完結してから2年間保存してください。

注2 この書類は、事業所実地指導の際に確認することがあります。

注3 欄内に書き切れない場合は、別の紙を利用して書き足してください。

注4 介護予防給付者は件数に含めないでください

注5 利用者一人につき、計画の数は毎月1となります。(一人の利用者が複数法人や複数事業所からサービスを受ける場合でも、計画の数は1です)

注6 法人ごとに計算します。一人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用している場合でも、その法人を位置づけた計画の数は1となります。

(様式2)

「正当な理由」の(5)又は(6)に該当するとして届出を行う場合は必ず提出が必要です。

理 由 書 (「正当な理由」(5)又は(6)の場合)

※サービスごとに作成してください。

1	事業所の紹介方法について【必須】 → 利用者への事業所紹介の際に、どのような説明資料を用いてどのような説明を行っているかを具体的に記載すること。(※ 事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、「正当な理由」に該当しません。)	添付する挙証資料【必ず添付】
		利用者への事業所紹介の説明の際に用いた資料 【地域の居宅サービス事業所のサービス内容、利用料等が比較できる各サービス事業所のパンフレットやサービス事業所の一覧表等】
2	利用者が当該事業所を選択した理由【必須】 → 利用者が当該事業所を選択するに当たり、当該事業所のどのような特徴に着目し、サービスの質が高い等として選択されたのか具体的に記載すること。	添付する挙証資料【必ず添付】
		当該事業所の左記状況を客観的に証する資料 【左記に記載した当該事業所のサービスの特徴や加算の算定状況がわかるパンフレットや介護サービス情報の公表制度の公表結果等】
3	その他特記事項【任意】 → 上記1～2以外で付記すべき事項があれば任意で記載すること。	添付する挙証資料【任意添付】
		左記特記事項を記載した場合に当該事項を客観的に証する資料を任意添付

上記内容に相違ありません。

年 月 日 届出者 法人所在地

法人名称

代表者・職氏名

(様式2)

「正当な理由」の(5)又は(6)に該当するとして届出を行う場合は必ず提出が必要です。

理由書 (「正当な理由」(5)又は(6)の場合)

※サービスごとに作成してください。

1	<p>事業所の紹介方法について【必須記載】</p> <p>→ 利用者への事業所紹介の際に、どのような説明資料を用いてどのような説明を行っているかを具体的に記載すること。(※ 事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、「正当な理由」に該当しません。)</p> <p>〇〇市内で、指定訪問介護サービスを提供している事業者は下記の6事業所があり、それぞれの事業所の営業時間や特筆すべきサービス事業の内容等について、利用者に説明し事業所を選択してもらっています。(詳細は事業所一覧表のとおり)</p> <p>① 〇〇株式会社 A訪問介護事業所 営業時間:1年365日対応 特定事業所加算Ⅰ算定 通院等乗降介助可能</p> <p>② 〇〇社会福祉法人 Bヘルパーセンター 営業時間:月～日(12/31～1/3除く) 8-18 特定事業所加算なし</p> <p>③ 〇〇社会福祉法人 Cヘルパーセンター 営業時間:月～日(12/31～1/3除く) 7-19 特定事業所加算Ⅱ算定</p> <p>④ 〇〇有限会社 Dヘルパー派遣センター 営業時間:月～日(12/31～1/3除く) 8:30-18:30 特定事業所加算定なし</p> <p>⑤ 〇〇社会福祉法人 Eヘルパーセンター 営業時間:月～土(12/31～1/3除く) 8-18 特定事業所加算なし 通院等乗降介助あり</p> <p>⑥ 〇〇株式会社 F訪問介護事業所 営業時間:月～日(12/31～1/3除く) 7:00-19:00) 特定事業所加算定なし</p>	<p>添付する挙証資料 【必ず添付】</p> <p>利用者への事業所紹介の説明の際に用いた資料</p> <p>【地域の居宅サービス事業所のサービス内容、利用料等が比較できる各サービス事業所のパンフレットやサービス事業所の一覧表等】</p>
2	<p>利用者が当該事業所を選択した理由【必須記載】</p> <p>→ 利用者が当該事業所を選択するに当たり、当該事業所のどのような特徴に着目し、サービスの質が高い等として選択されたのか具体的に記載すること。</p> <p>A訪問介護事業所は、実施地域内において、他の事業所に比較して、特定事業所加算Ⅰを算定しているなど質の高いサービスの提供体制を確立している、1年365日24時間サービス対応が可能である、通院等乗降介助があるなどの理由により、A訪問介護事業所に希望が集中したものであります。</p> <p>利用者の選択理由の内訳は、A訪問介護事業所に位置づけた居宅サービス計画85件のうち、特定事業所加算Ⅰを理由に選択された方が30件、年中無休で対応が可能であるために選択された方が30件、通院等乗降介助に対応できることで選択された方が15件、その他10件となっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>理由の内訳件数のうち多いものから3つ程度を具体的に記載し、それら以外はその他〇件と記載してください。多い理由3点までは挙証資料を添付してください。</p> </div>	<p>添付する挙証資料 【必ず添付】</p> <p>当該事業所の左記状況を客観的に証する資料</p> <p>【左記に記載した当該事業所のサービスの特徴や加算の算定状況がわかるパンフレットや介護サービス情報の公表制度の公表結果等】</p>
3	<p>その他特記事項【任意記載】</p> <p>→ 上記1～2以外で付記すべき事項があれば任意で記載すること。</p>	<p>添付する挙証資料 【任意添付】</p> <p>左記特記事項を記載した場合に当該事項を客観的に証する資料を任意添付</p>

上記内容に相違ありません。

年 月 日 届出者 法人所在地 _____

法人名称 _____

代表者・職氏名 _____

特定事業所集中減算 Q & A

(小樽市版)

H30.4から適用

番号		区分		質問		回答																															
1	判定方法	対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するか、あるいは系列法人まで含めるのか。		同一法人を有する法人単位で判断します。																																	
2	判定方法	1:法人が運営する複数の事業所を紹介した場合の算定方法はどうか。		<p>1:法人が運営する複数の事業所を紹介した場合の算定方法はどうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>利用者</th> <th>居宅サービス計画に位置づけたサービス</th> <th>紹介率最高法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">A さん</td> <td>甲法人訪問介護事業所 あか</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所 あお</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所 きいろ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">B さん</td> <td>甲法人訪問介護事業所 あか</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所 あお</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>C さん</td> <td>甲法人訪問介護事業所 あお</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>D さん</td> <td>甲法人訪問介護事業所 あお</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">E さん</td> <td>甲法人訪問介護事業所 あお</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>乙法人訪問介護事業所 しろ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>F さん</td> <td>乙法人訪問介護事業所 しろ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合、甲法人が紹介率最高法人となる。</p> <p>訪問介護を位置づけた計画数a=6 (注1) 訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数b=5 (注2) 訪問介護における紹介率最高法人の占める割合 $(b \div a) = 5 \div 6 = 83.3\cdots$ →紹介率最高法人の占める割合は83.3%.....80%を超えるため減算対象となる。</p> <p>注1 訪問介護を位置づけた計画数aは、利用者1人当たり1計画と考慮して算定。 注2 上記表の紹介率最高法人欄に「○」のある計画数。同一法人の複数の訪問介護事業所のサービスを位置づけている場合でも、訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数は、利用者1人につき1件と考慮して算定する。</p>		計画	利用者	居宅サービス計画に位置づけたサービス	紹介率最高法人	1	A さん	甲法人訪問介護事業所 あか	○	甲法人訪問介護事業所 あお	甲法人訪問介護事業所 きいろ	2	B さん	甲法人訪問介護事業所 あか	○	甲法人訪問介護事業所 あお	3	C さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○	4	D さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○	5	E さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○	乙法人訪問介護事業所 しろ	6	F さん	乙法人訪問介護事業所 しろ	
計画	利用者	居宅サービス計画に位置づけたサービス	紹介率最高法人																																		
1	A さん	甲法人訪問介護事業所 あか	○																																		
		甲法人訪問介護事業所 あお																																			
		甲法人訪問介護事業所 きいろ																																			
2	B さん	甲法人訪問介護事業所 あか	○																																		
		甲法人訪問介護事業所 あお																																			
3	C さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○																																		
4	D さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○																																		
5	E さん	甲法人訪問介護事業所 あお	○																																		
		乙法人訪問介護事業所 しろ																																			
6	F さん	乙法人訪問介護事業所 しろ																																			

番号	区分	質問	回答
3	「正当な理由」の判断基準	「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域」とは、運営規程に明記し、市へ届出をした実施地域の事か。	お見込みのとおり
4	「正当な理由」の判断基準	国の留意事項通知第三10(4)⑤の正当な理由の(例)として、「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを希望したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。」との記載があるが、市で示す正当な理由にはこの記載がないが、どのように理解すればよいか。	地域ケア会議等に提出し、意見・助言を受けるという点については、国では例示として、その取扱については都道府県の判断とされています。市としては、個別の居宅サービス計画ごとに地域ケア会議等が意見・助言を行う対応は事実上困難である点を勘案して、正当な理由のサービスの質が高いことなどを判断する要件とはしていません。 ただし、国の例示のとおり、利用者から理由書の提出を受け、地域によっては地域ケア会議等において支援内容についての意見・助言を受けていることが挙証可能な場合には、正当な理由があるものとして、様式2の利用者の当該事業所を選択した理由欄に記載することは可能です。
5	「正当な理由」の判断基準	利用者の希望によって特定の事業所に集中した場合は、正当な理由(5)に該当するか。	単に利用者の希望という理由のみでは正当な理由には該当しません。 利用者が希望するに至った理由について、当該事業所のサービスの質が高い事業所であることや、利用者にとって必要なサービスが提供される事業所であることを客観的に判断できるよう、様式2及び挙証資料を提出してください。
6	「正当な理由」の判断基準	正当な理由(5)の場合、利用者から個別に理由書を徴する必要があるか。	利用者から理由書を徴することは必要ありませんが、様式2の「利用者の選択した理由」欄に選択理由の内訳人数の上位3つまで記載してください。実地指導の際などに選択理由の内訳を確認します。
7	「正当な理由」の判断基準	居宅介護支援事業所が利用者により事業所を紹介する前に、訪問介護事業所等や知り合いの従業員等の積極的な勧誘又は近所だからなど、サービスの質と関係のない理由で利用者が既に選択をしまっている場合は、サービスの質が高いことを理由に選択をしていないので正当な理由とはならないのか、それとも、正当な理由がなくても、利用者からの強い希望で選択しているのであれば、正当な理由に該当するのか。	サービスの質とは関係がなく、積極的に勧誘を受けたからなどの理由で利用者が希望した場合については、サービスの質が高いとは判断ができず、正当な理由に該当しません。利用者にとって必要なサービスが提供される事業所として選択した理由がないか検討してください。

番号	区分	質問	回答
8	「正当な理由」の判断基準	<p>特定事業所加算やサービス提供体制加算を算定している事業所を利用する場合には、利用者負担も増えてしまうので、それを理由に加算のない事業所を選択することも考えられるが、この場合は他の事業所に比べて体制やサービスの質が劣っていることから料金が安くなっている、このような場合についてどのよう整理すとは考えられないか。</p>	<p>特定事業所集中減算の制定の趣旨を考えたととき、サービスの質が高い事業所に集中する場合や利用者にとって必要なサービスを提供する事業所については、特定の事業所に集中する割合が80%を超えることも考えられるため、正当な理由に該当するとしていたのですが、利用者負担が増えるために加算を算定していない事業所についてサービスの質が高いとは客観的に判断できないため、正当な理由には該当しません。加算は算定してないが同等の体制にある場合には率証資料を提出し、様式2において説明するか、利用者にとって必要なサービスが提供される事業所として理由がないか検討してください。</p>